

ハイブリッド積立 Q&A

Q1

当制度を検討しています。預金残高が既に3,000万円の上限に達していますが、手続きは可能ですか？

A

預金残高が上限に達している場合、「ハイブリッド積立」を利用いただくために、預金の払い出しの手続きが必要になります。
厚生会学校担当職員までお申し出いただくか、保険課(団体保険係)までご連絡ください。

Q2

一時金持込みを利用したいのですが、どうしたらよいですか？

A

ハッピーライフ年金は2月、8月の年2回、一時金持込み(1万円単位)を利用いただくことができます。持込方法は「厚生会積立預金から振替」「厚生会指定口座へ振込」の2つの方法で持込むことができます。
一時金持込みをご希望の方には必要書類を送付しますので、2月持込みは1月上旬までに、8月持込みは7月上旬までに手続きをお願いします。
「すまいる積立預金(5年もの)」満期時に一時金持込みする場合は、満期日の前月にお届けする「すまいる積立預金満期手続き依頼書」に満期時積立金の範囲内で持込み金額を申込み(1万円単位)の上、満期日の10日前までに「すまいる積立預金満期手続き依頼書」の提出をお願いします。

Q3

早期退職する予定があるのですが、加入できますか？

A

ハッピーライフ年金は、退職まで2年間(24カ月)の予定加入期間が必要です。
この場合、同時に積立する「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」が、積立期間が5年未満であっても、中途解約による手数料は不要です。
ただし、早期退職扱いは加入期間2年以上かつ満45歳以上の場合にかぎりです。

Q4

年金受給を開始し、10年確定年金を受取っている期間中に死亡してしまった場合、その後の年金はどうなりますか？

A

ご加入者(被保険者)で自身で年金を受取ることができないため、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

Q5

給与引去は、何月から開始しますか？

A

3月の給与から引去を開始します。

Q6

加入者証は発行されますか？

A

すまいる積立預金は「すまいる積立預金加入票」、ハッピーライフ年金は「加入者証」を発行し所属所へ送付します。

Q7

年金の受取開始を退職からではなく、先延ばしすることはできますか？

A

掛金払込期間満了後、年金の受取開始を繰延べることはできます。
繰延期間は1年単位で設定でき、最長10年まで年金の受取開始を繰延べることはできます。

Q8

ハッピーライフ年金は、生命保険料控除の対象となりますか？

A

掛金のうち保険料相当部分^(※)は、一般生命保険料控除の対象です。個人年金保険料控除の対象ではありませんのでご注意ください。

※2025年3月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
(※)掛金から制度運営費を差引いた部分

Q9

ハッピーライフ年金の口数を変更することは可能ですか？

A

原則、5年間は変更できません。6年目以降、年に2回(3月、9月)、口数変更が可能です。
変更の2カ月前までに、厚生会学校担当職員までお申し出いただくか、保険課(団体保険係)までご連絡ください。

Q10

退職時一時金持込みについて教えてください。

A

5年・10年・15年確定年金を選択いただく場合、ハッピーライフ年金における掛金払込期間満了時の積立金額を超える退職時一時金の持込みはできません。
掛金払込期間中に年2回の一時金持込みを活用して、積立額を増やすことをおすすめします。
10年保証期間付終身年金を選択いただく場合は、9,999口が上限です。

Q11

早期退職の場合、ハッピーライフ年金の掛金払込期間満了日と年金受取開始日はいつになりますか？

A

満45歳以上で早期退職する場合、退職日が掛金払込期間満了日となり、年金の開始日は、掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日です。
実際には年4回、3・6・9・12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。